

ビザ申請及び渡航認証申請サポート業務お引き受け条件

JTB東京ビザセンター
(株式会社JTBビジネスネットワーク内)

1. お申し込み

- ① 20歳未満の方は、親権者の同意が必要です。
- ② 当社が申込書を受理し契約の締結を承諾した時契約が成立します。
- ③ 本契約はビザを取得できる事や関係国への出入国を許可される事を保証するものではありません。
- ④ お客様は申込時にビザ申請及び渡航認証申請（以下、「申請」とする）に必要な条件にかなう必要書類の提出をお願いします。
- ⑤ お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に関与していると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動・暴力を用いる行為を行った場合、契約の締結をお断りする場合があります。

2. 当社の業務範囲

- ① 当社の業務範囲は申請に必要な書類のご案内・書類の回収・申請書代理作成・代理申請受領（可能な場合のみ）で完了、業務終了といたします。現地（渡航先）発行書類（入学許可書など）取得のためのサポート及び入国後に行う現地手続書類に関するサポートは含んでおりません。
- ② 当社は取得に向け最善を尽くしますが、申請者の事由により発給が拒否されても当社は責任を負いません。
- ③ 当社は各国領事が決定する発給ビザの条件（有効期間その他の制限等）について責任を負いません。
- ④ ビザ及び渡航認証の発給後、出入国管理局の審査により入国を拒否されてもその責任を負いません。

3. お支払い

- ① ビザサポート料は前払いとし、入金確認後サポート開始となります。その他の代金は代理申請においては旅券お渡し時まで、本人申請（領事面接等）においては申請書類をお渡し時までにお支払いいただきます。
- ② ビザ及び渡航認証発給の可否に拘わらず、申請までに要した実費・ご利用料金・消費税は申し受けます。
- ③ 申請に関して事前に想定したよりも難度が増大した場合や何らかの事由により緊急の手続きが必要になった場合は、割増料金を申し受ける場合があります。その場合は事前に通知します。

4. ビザ（パスポート）の受け渡し

- ① ビザ（パスポート）及び渡航認証のお渡しは、申請実費・代行手数料・消費税などのご入金後となります。その時、一時お預かりしている書類も同時に返却いたします。
- ② ご入金を確認された後の、お渡し方法はご来店いただき、直接ご本人様にお渡しする事を原則とします。お客様のご希望がその他の方法をご希望される場合はその実費を申し受けます。

5. 所要日数

結果が出るまでの平均的所要日数の情報は提供いたしますが、それを確約するものではありません。

6. 取消手続き料金

手続き着手後は、所定の変更・取消料金を申し受けます。

7. 個人情報保護

当社はお客様より提供された申請のための個人情報をお客様から委託された業務に必要な範囲を超えて利用いたしません。申請業務終了後は、速やかに個人情報を破棄いたします。

上記記述以外の事項が発生した場合は双方協議することといたします

以上